

■ 軽費老人ホーム（ケアハウス）ル・エンゲージなかがわ4番館

サービス利用料金（平成30年8月現在）

- ① **生活費**：生活費は施設が提供する必須サービスに充てられる費用（食費、共用部に係る光熱水費を指します）で金額は国の設置要綱によって定められています。年によって改定される場合があります。（右表参照）
- ② **サービス提供費**：施設を運営するための人件費等に相当する費用です。金額は国の設置要綱によって定められています。前年度の所得に応じてサービス提供費の金額は変わります。（右表参照）
- ③ **居住費**：「奈良市軽費老人ホーム利用料等取り扱い規定」に基づく居住費基礎額の5,120,000円を20年間の分割にてお支払いいただきます。1ヶ月あたり24,500円のご負担をいただきます。（途中退所の場合、退所翌月以降については費用は発生いたしません）
- ④ **光熱費**：居室でご利用になられた電気・水道の料金で、実費負担になります。電気・水道料金は施設徴収になります。
- ⑤ **共用部設備費**：共用部の備品・設備の使用、清掃（月2回）の費用として、1ヶ月あたり30,000円のご負担をいただきます。
- ⑥ **修繕積立金**：共用部の修繕積立金として、1ヶ月あたり1,500円のご負担をいただきます。
- ⑦ **居室内設備利用料**：居室内にはエアコン、トイレ、風呂、IH式キッチン、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、たんす、食卓テーブル及びイス、ベッド、掘りごたつが設置されています。その利用料及び塵芥処理費等として、1ヶ月あたり13,000円のご負担をいただきます。
- ⑧ **居室維持管理費**：先に挙げた居室内設備の修理費及び、退所時の居室リニューアル工事費（居室原状回復費）として、1ヶ月あたり3,250円のご負担をいただきます。ただし、故意または過失による設備の故障・損傷については、別途修理代をご請求致します。

この他、居室の**クラス**に応じて、別途利用料を頂戴します。

（Grand・Classic・Luxury ¥20,000, Premier・Excellent ¥10,000, Comfort ¥0）

入居者階層別料金表（月額）		（単位：円）		
対象収入による階層区分		利用料金		
		生活費	サービス提供費	合計
1	1,500,000円以下	44,810	10,000	54,810
2	1,500,001円～1,600,000円	44,810	13,000	57,810
3	1,600,001円～1,700,000円	44,810	16,000	60,810
4	1,700,001円～1,800,000円	44,810	19,000	63,810
5	1,800,001円～1,900,000円	44,810	22,000	66,810
6	1,900,001円～2,000,000円	44,810	25,000	69,810
7	2,000,001円～2,100,000円	44,810	30,000	74,810
8	2,100,001円～2,200,000円	44,810	35,000	79,810
9	2,200,001円～2,300,000円	44,810	40,000	84,810
10	2,300,001円～2,400,000円	44,810	45,000	89,810
11	2,400,001円～2,500,000円	44,810	50,000	94,810
12	2,500,001円～2,600,000円	44,810	57,000	101,810
13	2,600,001円～2,700,000円	44,810	64,000	108,810
14	2,700,001円～2,800,000円	44,810	71,000	115,810
15	2,800,001円～2,900,000円	44,810	78,000	122,810
16	2,900,001円～3,000,000円	44,810	85,000	129,810
17	3,000,001円～3,100,000円	44,810	86,975	131,785
18	3,100,001円以上	44,810	86,975	131,785
※11月から3月までの冬期には、暖房費として1人月額2,070円を加算します。				

1. この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
2. 本人からのサービス提供費徴収額（月額）は上表により求めた額とします。
3. 夫婦で入居する場合のサービス提供費については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とします。この場合、100円未満の端数は切り捨てとします。